

# 公益社団法人日本口腔インプラント学会 支部助成金規程

平成22年11月11日制定

(目的)

第1条 支部活動活性化のため、各支部に年度毎に支部助成金を交付する。助成金の額は、別に定める。

(使用目的)

第2条 支部助成金は、以下の項目について使用するものとする。

- (1) 支部代議員会等の開催経費
- (2) 学術大会経費
- (3) 選挙経費
- (4) 専門医教育講座関連経費
- (5) 専門歯科衛生士教育講座関連経費
- (6) 専門歯科技工士教育講座関連経費
- (7) 市民公開講座等の社会連携関連経費
- (8) その他本学会の趣旨と合致した活動

(補則)

第3条 この規程の改正には、理事会の議決を要する。

(附則)

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

2. この規程は、平成26年11月16日に一部改正し、同日から施行する。